

民生用核物質の海上輸送のセキュリティに関するグッド・プラクティス指針（概要）

（作成国：フランス，日本，英国，米国）

1 前文

（1）背景

2014年にオランダのハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットの機会に、輸送セキュリティ・ギフト・バスケット参加国（フランス，日本，韓国，英国，米国）の首脳が共同声明を発出し、全ての輸送モード（陸上，鉄道，海上，及び航空）についての机上演習の実施を検討する意図を表明し、グッド・プラクティスをIAEAや他の国々と共有することを提案した。

上記の共同声明を受けて、2016年核セキュリティ・サミットの輸送セキュリティ作業グループで、4つの輸送モードに関し、米国は航空輸送，日本は陸上輸送，カザフスタンは鉄道輸送，英国は海上輸送の主導国となり、机上演習を実施することとなった。

特に、これらの演習は輸送中の未照射の民生用核物質の区分1及び2の防護の実用的な適用に焦点を当てている。なお、核物質防護条約上の加盟国の義務が満たされていると仮定している。

（2）構成

英国が主導した海上輸送机上演習で議論された情報を反映し、民生用核物質の海上輸送を安全に計画するための一般的なアドバイスを提供する。この指針は事前計画，調整及びロジスティクス，輸送の実行，緊急時対応，事後分析から構成され，海上輸送机上演習の最終版は付属書Iに示される。

2 事前計画，調整，ロジスティクス

（1）脅威

国は設計基礎脅威（DBT）の適用妥当性を確認すべき。また，個別の輸送に特化した脅威評価が実施されるべき。

（2）準備

訓練は，輸送セキュリティ計画の有効性のテストや全ての人員が役割を知っていることの確認等を目的として実施すべき。

（3）協議記録（ROD）

区分1と区分2の未照射核物質が二国間で輸送される場合，両国間の明確な合意により核物質防護条約を遵守することを明示し，セキュリティの責任についても合意すべき。合意の詳細は機微であり，それぞれのセキュリティ要件に従って防護される。

（4）情報防護

当局は，輸送に関する様々なタイプの情報に必要な防護レベルについて指針を発出すべきであり，その中で低いレベルに分類された情報の共有を可能にする手段が開発

されるべき。第三者と機微な情報を共有する場合は、輸送のために絶対に知る必要がある者にのみ行うべき。ある第三者が限られた量の機微情報を知る必要がある場合、情報は区分けにして、絶対最小限の情報を可能な限り遅いタイミングで与えるべき。

3 緊急対応

(1) 船舶

船舶内のアクセス管理は厳しく実施されるべき。船舶及び乗船した武装対応者は、複数の情報通信手段を有するべき。輸送管理センター（TCC）は輸送船の船籍国に設置されるべき。船舶は、TCCが定期的に船舶の位置を監視できるシステムを搭載すべき。他の船舶によりエスコートされる場合、相互運用性は、厳しくテストされるべき。エスコート船を含む船舶は、航海の途中で停泊すべきでなく、燃料及び食料等は全航海に十分な量であるべき。

(2) 船舶（INF クラス）

区分1及び区分2の核物質の国際海上輸送のためには、INFクラス3の船舶のみが使用されるべき。

(3) 武装対応部隊

核物質防護条約に従い、武装対応部隊の乗船が不可欠。交戦規則は、領海、公海、及び他国の領海における法的差異を考慮に入れる必要がある。

(4) 入港又は港への近接時の船舶の安全

核物質の積込みに先立ち、船舶等の搜索を実施すべき。その後は、船舶等は出入禁止を保つべき。

(5) メディアと情報公開

プレスや公衆からの質問に対する応答ぶりは事前に準備すべき。輸送に関わる全ての国は、特定された各段階において共有されうる情報に合意すべき。

4 緊急時対応

対応スピード向上のため、輸送ルート上に適切な設備を前もって配備すべき。運送会社は、事故の通報や適切な対応の経験のあるスタッフを配置すべき。

5 事後分析

輸送直後に、全ての関連機関による最新の報告が行われるべき。また、特定された教訓をまとめ、共有するための客観的な報告が行われるべき。